

## ○全員協議会に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市議会基本条例（平成31年条例第1号）第6条に規定する全員協議会について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 全員協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 議員定数
- (2) 議員報酬
- (3) 付議事件又はその他の議事における人事案件
- (4) 市長が議会に協議又は報告する必要がある事項として議長に申し入れたもの
- (5) 議長が必要と認めるもの

(協議方法等)

第3条 議長は、全員協議会の開催に当たり、案件ごとに協議方法及び議事運営に関する事項を定めるものとする。

2 前項の協議方法について、議長が必要と認めるときは、議員間討議により行うことができる。

(学識経験者等の出席)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求めることができる。

(代表者会議等への送付)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、人事案件その他の全員協議会の協議事項を代表者会議等へ申し送ることができる。

(会議の公開)

第6条 全員協議会は、公開とする。ただし、人事案件を協議する場合は、非公開とする。

附 則

この要領は、令和元年9月13日から実施する。